

人権に関する基本計画新旧対照

①【人権施策に関する動向】

資料 3-1

計画案（H31年）	旧計画（H17年）
<p><b>【新設】</b></p> <p><b>① 人権に関する国際的な状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和23年（1948年）12月10日、国際連合（以下「国連」という。）総会において「世界人権宣言」を採択</li> <li>・昭和40（1965）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」</li> <li>・昭和54（1979）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」</li> <li>・平成元（1989）年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの諸条約の採択</li> </ul> <p>上記の各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的に広がってきた。</p> <p>また、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6（1994）年「人権教育のための国連10年」の国連決議</li> <li>・平成16（2004）年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承</li> </ul> <p>第一段階（平成17（2005）年～5年間）：初等・中等学校制度における人権教育の推進</p> <p>第二段階（平成22（2010）年～5年間）：高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進</p> <p>第三段階（平成27（2015）年～5年間）：メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育推進期間中</p> <p><b>② 国の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、平成9年7月に、人権教育に関する国内行動計画を策定</li> <li>・平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。</li> </ul> <p>主な人権関係法の整備や改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17（2005）年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を制定</li> <li>・平成19（2007）年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（「改正DV法」）</li> <li>・平成20（2008）年4月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の改正</li> <li>・平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定</li> <li>・平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を制定</li> <li>・同年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定</li> </ul> <p><b>③ 県の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16（2004）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定</li> <li>・平成20（2008）年2月に「人権教育の推進についての基本方針」を策定</li> </ul> <p><b>④ 生駒市の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6（1994）年3月に「生駒市人権擁護に関する条例」を策定</li> <li>・平成17（2005）年12月に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定</li> </ul>	<p>記述なし</p>

人権に関する基本計画

② 【基本計画策定の趣旨】

資料 3-2

計画案（H31年）	旧計画（H17年）
<p>① 基本的人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本国憲法では、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障。</li><li>・「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利。</li></ul> <p>② 現状および課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への偏見や差別などが社会問題化している。</li><li>・近年では、インターネットや性的少数者による人権侵害などの新たな人権問題も生じている。</li><li>・人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など多岐にわたり、発生している。</li></ul> <p>③ 方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権問題は、人々の偏見や差別意識等より発生するものであり、人権教育及び人権啓発の推進が必要。</li><li>・急激に変化する社会的背景や国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定する。</li></ul>	<p>20世紀は、科学技術の急速な発達によって、人類が多くの人権を享受し、未来に夢を育んだ世紀でした。しかし同時に、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で勃発し、多くの尊い人命が失われたばかりか、さまざまな人権侵害が起きた世紀でもありました。</p> <p>このような痛ましいできごとへの反省から、1948（昭和23）年の第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、これを契機として、各種の人権関係条約の採択や国際年の設定など、人権確立に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。</p> <p>こうした人権を巡る国際的な流れのなかで、国においても「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組みが行われています。</p> <p>本市においても、「生駒市人権擁護に関する条例」（1994（平成6）年12月制定）や「生駒市総合計画」（2001（平成13）年12月策定）に基づき、人権尊重のまちづくりの推進を市政の主要な柱として人権確立に向けた諸施策に取り組むなかで、2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を策定し、「豊かな人権文化の創造」を目指して人権教育・啓発を進めてきました。</p> <p>しかしながら、わたしたちの身の回りには今なお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にかかわるさまざまな人権問題が存在しています。さらに、近年では、高度情報化や科学技術の発展にともなって、インターネットを悪用した人権侵害やプライバシーをめぐる問題など新たな人権問題もおこっています。</p> <p>「人権の世紀」といわれる21世紀を、真の「人権の世紀」とするために、あらゆる人々の人権が尊重される社会を目指し、その役割を積極的に果たしていくことが今、私たちに求められています。</p> <p>県においては、昨年、「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画の最終年に当たり、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。</p> <p>本市もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえたうえで、豊かな人権文化の創造という「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を引き継ぎ、これを一層推進するため、人権施策の基本指針として本基本計画を策定するものです。</p>

③【基本計画の性格】

計画案（H31年）	旧計画（H17年）
<p>(1) 人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(2) 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「奈良県人権施策に関する基本計画（見直中）」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させる。</p> <p>(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に対応する計画と位置付ける。</p> <p>(4) 本市の上位計画である「生駒市総合計画（見直中）」との整合性を図る。</p> <p>(5) 本計画の期間は、平成31年度から平成40年度までの10か年とする。</p> <p>(6) 人権啓発、人権教育、人材育成及び各人権施策分野ごとに成果目標を設定する。</p>	<p>(1) この基本計画は、「生駒市人権擁護に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市における人権施策推進にあたっての基本的方向を示すとともに個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための指針となるものです。</p> <p>(2) 「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を受け継ぐものであり、生駒市総合計画との整合性はもとより、市のさまざまな諸計画における人権施策の基本となる計画です。</p> <p>(3) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。</p> <p>(4) 市民をはじめ関係機関・団体、企業などに対して理解と共通認識を得ることによって、主体的な取り組みを促します。</p>

計画案（H31年）	旧計画（H17年）
<p>「多様性を認め合い、<u>つながり</u>、<u>個人が尊重される共生社会の実現</u>」と、 「<u>豊かな人権文化の創造</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生駒市人権施策に関する基本計画（現行計画）では、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、<u>多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと</u>、人権が市民の一人ひとりの思考や行動の価値基準として根差すことを目指してきた。 本計画では、現行計画の基本的な考え方は踏襲しながら、以下の3つの視点を踏まえて、人権尊重のまちづくりを目指します。</li> <li>毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を実施しており、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚を目指す。</li> <li>効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制の整備を行う。</li> <li>「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で<u>地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまち</u>の実現に向け、人権意識の高揚を促進する。</li> </ul>	<p>この基本計画は、社会状況等の変化に応じ、適宜見直しを行うこととします。 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。また同時に、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を互いに尊重し合うことが重要となります。</p> <p>このことから本市では、生駒市総合計画において、「市民一人ひとりの人権と個性の尊重」を掲げ、誰もが能力と個性を十分発揮し、ともに認め合う人権尊重のまちづくりを目指しています。</p> <p>また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画では、「人権教育のための国連10年」の基本的な考え方のもと、「豊かな人権文化の創造」を基本理念として取り組みを行ってきました。このテーマは今後も引き続き取り組むべき目標であることに変わりありません。</p> <p>本基本計画では、これらの考え方にのっとり、<u>女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うとともに</u>、人権が市民一人ひとりの思考や行動の価値基準として日常生活に根付くことを目指し、「多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」を基本理念として、人権尊重のまちづくりを目指します。</p>

⑤ 【人権施策推進に当たっての基本的な姿勢】

計画案（H31年）	旧計画（H17年）
<p>基本計画策定の趣旨に、基本的人権の尊重の考え方を踏まえて、現状及び課題から市の方針の要旨を記載                      （「②基本計画策定の趣旨」へ移動）</p>	<p>(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進                      市が行う業務は、すべて市民の人権にかかわるものです。全職員が人権に関する十分な知識と理解、そして問題意識をもって職務にあたらなければなりません。職員一人ひとりが「人権行政」の担い手であることを絶えず意識しながら、それぞれの施策への取り組みを進めると同時に、人権啓発のリーダーとしての自覚をもって行動することによって「豊かな人権文化の創造」を目指します。</p> <p>(2) 市民の主体的な取り組みの促進                      人権尊重の社会を築くためには市民が互いの人権を尊重し支え合うことが重要です。一人ひとりが人権の主体であるとともに、人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重の社会の担い手となるよう市民の主体的な取り組みを促進します。</p>

計画案（H31年）	旧計画（H17年）
<p>【新設】「第2章人権施策の推進方向」の項目及び分野別人権施策の推進項目を追加する。</p> <p>1 人権施策の推進方向</p> <p>(1) 人権教育・啓発の推進（学校教育、社会教育）</p> <p><u>追加検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>家庭教育、地域での交流促進（高齢者、障がい者、子ども、外国人など）</u></li> <li>・<u>企業に対する啓発（パワハラ、マタハラなど）</u></li> </ul> <p>(2) 相談・支援の充実</p> <p><u>追加検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>相談体制の充実（総合相談体制、人材の育成・確保）</u></li> </ul> <p>(3) ボランティア活動への支援</p> <p>2 分野別人権施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性            ・子ども            ・高齢者            ・障がい者</li> <li>・同和問題    ・<u>在日外国人</u>    ・<u>犯罪被害者とその家族</u></li> <li>・<u>インターネット等による人権侵害</u>    ・<u>LGBTなどの性的少数者</u></li> <li>・さまざまな人権問題</li> </ul>	<p>第2章 人権施策の推進方向</p> <p>1 人権教育・啓発の推進</p> <p>(1) 人権啓発の推進</p> <p>(2) 市職員等に対する研修</p> <p>2 相談・支援の充実</p> <p>3 ボランティア活動への支援</p>

